

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年4月28日 提出

安芸高田市長 石丸 伸二

1 専決処分の内容

令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）

2 専決処分年月日

令和3年3月31日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）について、専決処分する。

令和3年3月31日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 予算の内容

別紙「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）」のとおり

(別 紙)

令和 2 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)

令和 2 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 13 号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日専決

安芸高田市長 石丸 伸二

# 第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	県営事業負担事業費	11,000